

これまでの母子健康手帳の主な改正の経緯

◎妊産婦手帳（昭和17～23年）

根拠：厚生省令（昭和17年7月13日公布）

内容：出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態記載欄等

※手帳の持参により、米、出産用脱脂綿、腹帯用さらし、砂糖などの配給を受けることができた。

◎母子手帳（昭和23年～昭和40年）

根拠：厚生省令（昭和23年5月28日公布）

内容：出産の状況、産後の母の状態、乳児の健康状態、小学校就学前までの健康状態、乳幼児の発育平均値のグラフ等

※乳幼児期までの記録も行うようになった。

◎母子健康手帳（昭和40年～）

根拠：母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）に基づき、厚生省令（昭和41年5月7日付け）で公布。

<主な改正の経緯>

昭和51年改正

- ・ 母親の記入欄を増やし、母子の健康記録として活用できるようにした。
- ・ 発育障害等の早期発見に役立つよう子どもの成長発育過程に沿って具体的な設問を設けた。
- ・ 身体発育パーセンタイル値を取り入れた。

昭和62年改正

- ・ 障害の早期発見に資する質問や、精神発達・運動発達、親子関係に関する質問を加えた。
- ・ 歯科保健の記載欄を新たに設けた。
- ・ 今までにかかった主な病気欄を設け、学校保健への連携を考慮した。
- ・ 産後の母親の記録欄に精神状態をチェックする設問を設けた。

平成3年改正

- ・ 手帳の交付事務が市町村に委譲されることを踏まえ、自治体の特性を盛り込めるようにした。
- ・ 育児のしおり、事故防止、乳幼児の栄養、出産・育児に関する働く女性のための法律等の情報を記載した。

平成14年改正

- ・ 保護者の不安をあおらないよう、離乳の状況や乳幼児身体発育曲線に幅をもたせた。
- ・ 乳幼児虐待の防止に配慮し、子育て支援のための記述の充実を図った。
- ・ 父親の育児参加を促進する記載を追加した。
- ・ 働く女性のための出産、育児に関する制度の解説を充実した。

平成20年改正

- ・ 離乳の時期の概念を従前の5か月頃から、5～6か月頃に遅らせたことに伴い所要の記載内容を改正
- ・ 1歳健康診査頁及び保護者の記録（1歳6か月の頃）頁について、表現を適正化する趣旨から、記載中「おやつ」を「間食（おやつ）」に改正